

在外選挙人の投票方法

【方法 1】 在外公館投票

投票記載場所を設置している在外公館で在外選挙人証と旅券等を提示して投票する

投票期間・・・原則として選挙の公示日の翌日～選挙期日の6日前まで
(詳細は各在外公館へお問い合わせください)。

【方法 2】 郵便等投票

在外選挙人名簿に登録された区市町村の選挙管理委員会に、投票用紙等請求書と在外選挙人証を同封し、郵便等で請求する (FAX による請求は不可)。

↓

投票用紙等一式が届く

↓

公示日の翌日以降に投票用紙に記入し、郵便等で選挙管理委員会へ送る。

※投票用紙等の請求の締め切りは選挙期日の4日前まで (必着)。

【方法 3】 日本国内で投票する

選挙期間中に一時帰国したときや、帰国後 4 か月間もしくは国内の選挙人名簿に登録されるまでの期間は、在外選挙人名簿に登録されている区市町村で在外選挙人証を提示して投票することができます。

(登録区市町村以外に滞在しているとき)・・・

登録区市町村の選挙管理委員会に不在者投票用紙等を請求し、滞在先で在外選挙人証を提示して、不在者投票をすることができます。投票所の場所については各選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、日本国内に住民登録をした場合、住所を定めた日から4か月が経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。